第百六号議案

東京都都税証紙代金収納計器条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

出 者 東京都知事 小 池 百

合

子

提

東京都都税証紙代金収納計器条例の一部を改正する条例

第 条中 第 百二十 -四条第 四 項 を 「第百六十二条第四項」に、 「第百二 条 の四 第一 項 を「第七十二条第一 項 K 改

附 則 「こえて」を「超えて」に、 「こえる部分」 を 「超える部分」 に、 払い戻し」を「払戻し」に改める。

(施行期日)

る。

東

京都

都

税

証

紙

代

金収

納

計器

条例

昭

和

兀

十八年東京都条例第六十六号)

の 一

部を次のように改正する。

第五条第二

項

中

一自

動

車

取 得

税

を

自

動

車

税

0

環境

性

能

割

地地

方税法第

百

四

+

<u>.</u>

条第一

号に規定する環境

性

能

割

を

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例 0 施 行 0 日 以 下 施 行 日 と 1 う。 前 0) 自 動 車 0 取得 13 対 L て申 告 納 付 すべ き 自 動 車 取 得 税 に 係 る 証 紙 代 金

収 納計 器 及び 収 納 印 O表示 0) 取 扱 11 K 0 11 7 は、 な お 従 前 O例 K ょ る。

3 この条例による改正 後 0) 東 京 都 都稅証 紙 代金 収 納計 器 条例 0) 規定は、 施行 \mathbb{H} 以 後 0) 自 動車 0) 取得に 対 して申 - 告納 付 すべ

自 動 車 税 0) 環 境 性 能 割 K 0 (V 7 適 用する。

六号議案 東京都都税証紙代金収納計器条例の一部を改正する条例

第

百

· 提 地 方 税 理 由)
で 一 部 を 改 正 す
る 等 の 法 律 (平
地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)の施行等に伴い、提案理由)
二三号)の施行等
規定を整備する必要がある。
వ _ం